医療技術の評価(案)について

<u>1 これまでの検討状況</u>

- (1) 平成24年改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書(以下、「提案書」という。)に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価(以下、単に「評価」という。)に関する検討を行っているところ。
- (2) 具体的には、本年2月下旬から6月にかけて、関係学会等から合計985(重複を含む)の提案書が厚生労働省に提出された。今般、学会等からのヒアリングや外部有識者の意見を踏まえ、重複を確認し、提案書の有効性や安全性等に関する記載をもとに事務局が評価(案)を作成したところ。

2 医療技術の評価(案)について

- 本日の医療技術評価分科会において、事務局が作成した評価(案)を元に今後の審 議の対象について検討を行う。
- その結果、① 幅広い観点から評価が必要な技術、及び、② エビデンスが不十分 と考えられる技術とされたものについて、今後、医療技術評価分科会において評価を 行い、その結果を中央社会保険医療協議会総会へ報告し、検討する。

【評価 (案) 概要】

項目	件数
医療技術評価・再評価提案件数	<u>793件</u> (重複分をカウントする と985件)
① 幅広い観点から評価が必要な技術	<u>564件</u> (新規技術 263件 既存技術 301件)
② エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載され ていないもの 等	103件
③ 医療技術評価分科会における評価の対象とならない 技術(評価対象外)	126件
うち、基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個 別の技術評価ではなく制度に対する提案書等(注 1)	9 7 件
うち、薬事法上の承認が得られていない医薬品及び 医療機器等を用いる技術(注2)	1 3 件

注1:基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注2:薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。 保険と併用する方法として高度医療(第3項先進医療)がある。

注3:先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険 導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

3 今後のスケジュール

平成24年1月下旬に医療技術評価分科会としての評価をとりまとめて結果を中央社会 保険医療協議会(中医協)総会へ報告し、中医協総会において最終的な保険導入について検 討を行う。

【参考1】 平成22年改定における検討状況

平成22年改定においては、保険診療に精通した医学、歯学、薬学、看護学等の有識者で構成されるワーキンググループを設置し1次評価を行った後に、医療技術評価分科会でより幅広い観点から2次評価を行った。

<評価結果>

項目		件数
	医療技術評価・再評価提案件数	<u>726件</u> (重複分をカウントすると 896件)
	① 2次評価において検討することが適当 とされた技術	<u>339件</u> 新規技術 156件 既存技術 183件
1 次評価結果	② その他の技術	3 0 4 件
	③ 基本診療料及び指導管理等に係る提案 書、個別の技術評価ではなく制度に対す る提案書	4 5 件
	④ 薬事法上の承認が得られていない医薬 品及び医療機器等を用いる技術	19件
	⑤ 先進医療専門家会議において保険導入 等について議論する技術	19件

【参考2】平成22年改定におけるスケジュール

平成21年11月19日 医療技術評価分科会(1次評価報告)

平成22年 1月19日 医療技術評価分科会(2次評価)

1月27日 評価結果を中央社会保険医療協議会総会へ報告